

# 非正規滞在外国人の入管問題とキリスト教福祉実践 I

## —収容問題に焦点をあてて

井上貴詞

### はじめに

2023年6月9日、「出入国管理及び難民認定法（以下、入管難民法と略す<sup>1</sup>）の政府案が参議院本会議で可決、成立した。この新入管難民法（以下、2023年入管難民法）は、難民申請を3回以上した者には強制的に国外退去させるという2021年に廃案になった内容が復活したもので、全国的な反対運動もある中で法の成立が強行された<sup>2</sup>。

筆者は、2020年から茨城県牛久にある東日本入国管理センター（以下、牛久入管と略す）での面会活動を続けてきた。多くの被収容者や仮放免の方々と関わるようになり、「入管という無法地帯」<sup>3</sup>のおぞましい実態を知る事になった。日本社会は、少子高齢化によって労働力が不足し、介護をはじめ多くの分野で外国からの人材受け入れが避けられない。その一方で、先進国でも突出した難民認定率の低さにより難民認定されず、帰国できない事情を抱えている外国人を排除しようとする。そして、国外退去命令に従わない外国人を無期限で収容し、例外的に仮放免を許可しても基本的人権を剝奪する<sup>4</sup>。そして、正規の滞在資格でないという理由だけで、

---

1 尚、本論ではこの法に基づく出入国管理行政を「入管行政」と略して述べる。

2 政府はロシアの侵攻によって国外に避難したウクライナ人は難民でないという解釈で、彼らを保護する法律がないとして補完的保護措置を盛り込んだ法改正が必要だと世論に喚起した。

3 平野雄吾『ルポ入管—絶望の外国人収容施設』ちくま新書、2020年、289頁

4 仮放免者は就労禁止、社会保障からの除外、住民票なし、移動の制限といういわば社会から遮断され、不可視化され、過酷な生活を強いられ、死に至る例もある。

こうした人々を「不法滞在者」<sup>5</sup>とまるで犯罪者扱いし、実際に懲罰的な対応<sup>6</sup>をしている。一般の日本社会の認識レベルは低く、ネット上では外国人排除の訴えやヘイトスピーチも横行している。キリスト教界も一部を除いては、不可視化されている問題に気づかない。キリスト教福祉<sup>7</sup>実践の在り方も根本的に問い直される。

日本政府は共生社会の看板を掲げながら、なぜ外国人に排除の論理を貫こうとするのか。人権や社会正義の実現を倫理綱領に掲げるソーシャルワーカーの職能団体はなぜこの問題にこれまで沈黙的態度を取ってきたのか。寄留者への正義とあわれみを示す聖書の教えがありながら、教会はこの問題にこれまでなぜ関心が低かったのか、またどう向き合うべきなのか。本論では、収容問題に焦点をあて、ミクロの視点での事例を例示しつつも、主にマクロ的な視点でこの問題の所在を捉え、これらの疑問を明らかにすることを目的とする。

## 1. 入管体制の歴史と基本的なしくみ

### (1) 入管体制の歴史

戦前、外国人の出入国管理を担当したのは内務省・警察であり、地方長官<sup>8</sup>が外

- 
- 5 日本では不法滞在者（労働者）という言葉が使用されるが、『すべての移民労働者の人権を確保するための措置（第2433回国連総会決議1975年12月9日）』では、「不法（illegal）」ではなく、「未登録あるいは非正規の移住労働者（non-documented or irregular migrant workers）」という用語を使用するよう決議がなされた。国連の「移民労働者とその家族の権利保護委員会」も同じ見解であり（「非正規な状態にある移住労働者およびその家族構成員の権利」2013年8月28日、平野裕二訳、2頁）、ILOでも「非正規移民」という用語が使用され（「グローバル経済における移住労働者の公正な扱いに関する決議」2004年ILO総会採択）、EU諸国もネガティブなニュアンスのある「不法移民」は使っていない（人種主義と不寛容に反対する欧州委員会発行「非正規移民を差別から保障する一般政策勧告第16号」欧州評議会、2016年、ストラスブール）。こうした世界的潮流を受け、「特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク」は、不当な扱いや差別を助長する呼称に警鐘を鳴らしている。<https://migrants.jp/news/others/230601.html>（2023年8月14日アクセス）。
  - 6 日常の暴言、暴力。懲罰的隔離、2週間で仮放免から再収容をするなど拷問といえる処遇。
  - 7 本論の「キリスト教福祉」とは、国の定めた社会福祉制度の枠内に縛られず、フォーマル・インフォーマル含めたキリスト教による福祉実践を指す。「教会」という言葉を使う場合も制度的教会のみでなく、キリスト教による幅広い福祉実践団体を含めた広義の有機的教会を含める。
  - 8 現在の知事に相当するが、選挙でなく内務官僚から派遣された役人。

国人の上陸を禁止する権限を有していた。1910年の日韓併合以降、朝鮮半島出身者を取り締まったのは、警視庁の特別高等警察（特高）であった<sup>9</sup>。すなわち、その目的は治安維持であり、特にアジア系外国人に対しては、管理・取り締まり・追放の政策を実施した<sup>10</sup>。そして、これら特高警察関係者が戦後の入管組織へと移動していった。入管施設の業務概況書には、入管の歴史があたかも1951年から始まったかのように記載されているが、「あらゆる面において戦前と戦後との連続性がみられる」<sup>11</sup>のである。第二次世界大戦末期、国内で工場や軍人・軍属として強制的に働かされた朝鮮人は200万人、台湾からは23万人がいた。彼らは、大日本帝国の日本人として教育され、アジア各地に出兵し、シベリア抑留まで体験した者や日本人として戦死した者もいた<sup>12</sup>。

戦後、日本政府はサンフランシスコ平和条約が発効される1952年4月28日直前の4月19日に「朝鮮人及び台湾人は、内地に在住する者も含めてすべて日本国籍を喪失する」<sup>13</sup>と通達ひとつで正式に国籍を剥奪した。実際上は1947年5月2日、日本国憲法公布の前日に大日本帝国憲法下最後の天皇勅令として外国人登録令が發布され、旧植民地出身者の台湾人や朝鮮人を「この勅令の適用については当分の間外国人としてみなす」<sup>14</sup>とされていた。日本の敗戦後も、台湾や朝鮮半島は混乱が続き、1950年に朝鮮戦争が始まった。当然ながら旧植民地から日本に亡命して来る人々もいたが、外国人登録令は、内地の旧植民地出身者を追い出すだけでなく、上陸させないようにも力を発揮した。

1950年、大村収容所<sup>15</sup>が開設されたが、医師の山村淳平は当時の書籍や雑誌の資料から、入管職員による暴言・暴行や自殺者、ハンガーストライキ、秘密主義、長

9 平野、前掲書、266頁

10 山村淳平『入管解体新書』現代人文社、2023年、179頁

11 山村、同上、182頁

12 日本人として命をかけ犠牲を払いながらも、彼らには戦後軍人恩給などの補償は出なかった。

13 法務府民事甲第四三八号「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について（通達）」1952年4月19日、法務府民事局長村上朝一

14 大日本帝国憲法天皇陛下勅令「第二百七号」1947年5月2日 勅令11条

15 これに先立ち、GHQは「日本への不法入国の抑制に関する覚書」を發し、1949年まで日本が旧植民地出身者の入国を「不法」として処罰・送還する根拠となった。この時使用された長崎県佐世保の針尾収容所が大村収容所（現大村入国管理センター）の前身である。

期収容、拘禁性の精神疾患の発症があった事を指摘し、「大村収容所は当時の在日コリアンをふるえあがらせ、恐怖の代名詞となっていた」<sup>16</sup>と叙述する。朝鮮特需で戦後復興に沸く日本国民にはほとんど知られず、関心もない中で入管の闇の世界が誕生していたのであるといえよう。

2019年6月に発生した大村入管でのナイジェリア人の餓死事件に端を発して、国は有識者で構成する収容・送還専門部会を設けた。退去命令に抗する者には罰則規定を設け、送還停止措置に一定の例外を設けるべきという現行法の骨格がここで定められた。日本の入国難民法の無期限長期収容政策は、国連の人権理事会から人権規約違反と度々は正勧告を受けてきたが<sup>17</sup>、専門部会は人権水準の向上でなく、排除の論理の徹底に舵を切ったのである。

## (2) 入管難民法における難民認定の基本的なしくみと現状の課題

入管難民法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。出入国の公正な管理とは、法務省の資料で以下のように目的が説明されている。

外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するために、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処する。<sup>18</sup>

入管難民法の目的説明から、いきなり「好ましくない外国人」と「犯罪を犯す外国人」というワードが埋め込まれているところに、入管難民法にある国家の意図と恣意性、歪みが露呈している。

---

16 山村、前掲書、180頁

17 そもそも日本は国際人権規約を批准しているが(1979年)、個人が国際人権(自由権)規約委員会に救済の申立をなし得る制度を定めた第一選択議定書(個人通報制度)を未だ批准していない。

18 出入国在留管理庁、2022年版「出入国在留管理」日本語版資料編、142頁

入管難民法で定められた難民認定の手続きは以下の図1<sup>19</sup>のようになる。

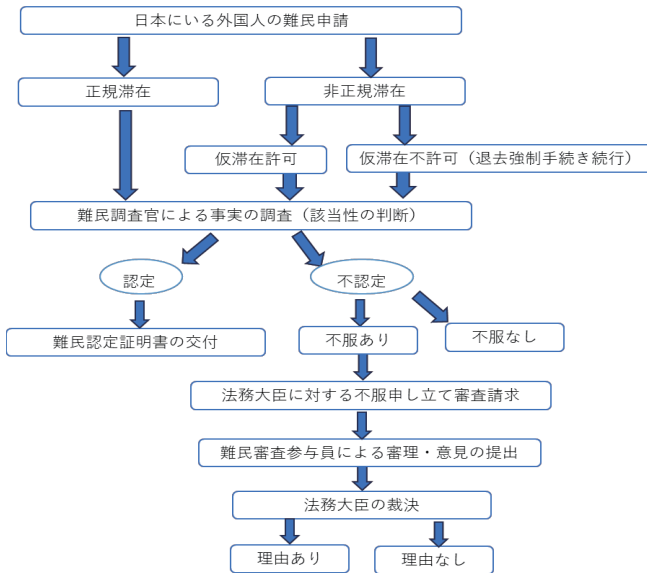


図1 難民認定の手続き

難民認定に関する問題は、新入管難民法政府案における国会の審議過程で立法事実の根拠が崩壊した。難民審査参与員を務めている柳瀬房子氏は、2021年に衆議院法務委員会で「入管として見落としている難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません」と発言した<sup>20</sup>。政府は、これを難民申請3回目以降の強制送還制度の立法事実としていた。しかし、2023年5月25日の参議院法務委員会で柳瀬氏が2021年に1378件（勤務日数34日）、2022年に1231件（勤務日数32日）の審査件数を担当していることが判明し、計算上1件あたり6分で審査しているということが明らかになった。さらに、2021年に2000

19 法務省「難民認定に関する手続き」フローチャートに加筆修正

20 令和3年4月21日第204回国会法務委員会第16号柳瀬参考人発言  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000420420210421016.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000420420210421016.htm)（2023年8月21日アクセス）

人の対面審査をしたと衆議院法務委員会で述べており、これも1件あたり数時間を要する対面審査からは、全く考えられない数字となっている。元難民審査参与員の阿部浩己氏は、柳瀬氏の発言に対して信憑性がないと反論し、難民審査参与員として「難民認定が必要だという意見はすべて法相によって採用されませんでした」<sup>21</sup>と述べている。

過去10年間の難民認定者数を表1と図2に示す<sup>22</sup>。

表1 難民認定申請者数の推移

年	難民申請者数	認定者数	割合 (%)	人道的配慮による在留許可
2012	2545	18	0.7	112
2013	3260	6	0.2	151
2014	5000	11	0.2	110
2015	7586	27	0.4	79
2016	10901	28	0.3	97
2017	19629	20	0.1	45
2018	10493	42	0.4	40
2019	10375	44	0.4	37
2020	3936	47	1.1	44
2021	2413	74	3	580
2022	3772	202	5.4	1760

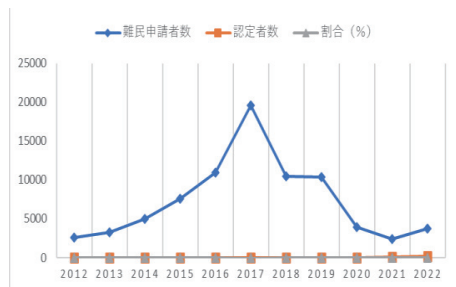


図2 難民認定者数の推移

2019年から10年を遡れば、難民認定率は、平均ほぼ0.4%だった。2020年以降は、流入する外国人がコロナ禍の制限で少なくなり、分母数が減ったことにより1%以上になっている。2022年は、その単年で難民申請者に対する難民認定の割合であるが<sup>23</sup>、実際は2022年度難民不認定となった人は1万人を超えている<sup>24</sup>。

21 東京新聞 2023年5月23日社会面「難民ほとんどいない」に阿部浩己（明治学院大学教授国際平和研究所所長）が反論 入管難民法改正案審議で参考人質疑

22 全国難民弁護士連絡会議「難民認定数等の推移」並びに出入国在留管理庁の統計より作成。

23 2022年が5.4%であるのは、首都カブールの日本大使館で勤務していたアフガニスタン人職員らがタリバン復権によって日本に退避し、難民認定者の7割を占めているからである。

24 難民認定の一次審査と不服申し立ての期間を合わせての処理期間は平均4年弱と長い

### (3) 入管行政の権限と裁量の問題

1980年代後半からバブル景気の労働力不足とプラザ合意<sup>25</sup>以降の円高の要因が絡み、産業界が安価な労働力を求めた結果、生産や建築の現場等で外国人労働者が増加した。当時の外国人労働者は、ほとんどが合法的な就労資格を持っていなかったが<sup>26</sup>、1993年のピーク時には30万人にもなった。観光ビザで入国した者も国は黙認していた<sup>27</sup>。彼らは、過酷な建設現場や日雇い労働に参入していた。1990年から91年には、原宿の代々木公園は、日曜日ごとに何千人というイラン人でにぎわっていた。

しかし、入国管理行政と警察はこの集まりを露骨に嫌悪し、1988年に政府は専門的能力を有する外国人を可能な限り受け入れ、単純労働者は十分慎重に対応するという方針を閣議決定した<sup>28</sup>。1990年に施行された入管難民法は、ペルーやブラジル人などの日系人の受け入れ拡大や研修の名もとの外国人労働の受け入れ緩和というサイドドアを開いた。一方で、在留資格の許可が出ない者は、懲役や罰金に処する事を決め、不法就労をさせた使用人に対しても懲役もしくは罰金刑（不法就労助長罪）、すなわち、追い出しのバックドアを新設した<sup>29</sup>。

1993年創設の技能実習制度は、国際貢献という仮面を持ちつつ、内実は「長時間労働、低賃金、残業代の不払い、安全や衛生に関する基準を下回る職場環境、暴力やパワハラ、セクハラ」<sup>30</sup>の劣悪な労働環境の中で、外国人労働環境は人間を「モ

歳月がかかる。

25 1985年、G5による為替レートの安定化策であったが、米国のドル高を是正して貿易赤字を削減する狙いもあり、日本において急激な円高による低金利政策で不動産の過剰流動性が起き、バブルを引き起こした。

26 宮島喬・鈴木江理子『外国人労働者受け入れを問う』岩波ブックレット、2019年、9頁

27 望月雄大『ふたつの日本—「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書、2019年、144-145頁

28 国立社会保障・人口問題研究所【1988年6月17日】閣議決定「第6次雇用対策基本計画」  
chrome-extension://efaidnbmnmmnibpcajpcgiclfndmkaj/https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/roudou/520.pdf 12頁 2023年11月1日アクセス

29 1989年12月5日制定「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」第十九条、第七十三条、[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/11619891215079.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/11619891215079.htm) 衆議院ホームページ、第116回国会 制定法律の一覧、法律第七十九号、2023年11月1日アクセス

30 望月、前掲書、116頁

ノ扱いが横行する現場」<sup>31</sup>となったのである。家畜のように扱われた外国人技能実習生は耐えかねて失踪する。ブローカーの介在で多くの借金を抱えているため帰るに帰れず、非正規滞在労働者となっていく。現代の奴隷制度と揶揄される悪法と構造は長らく放置されてきた<sup>32</sup>。

国は、不法＝犯罪者なのだから、国外退去命令が出るのであり、送還忌避者は収容もやむを得ないとする。一方で、日本の入管政策に懐疑的な研究者や支援団体は、「交通違反と同様の行政処分」<sup>33</sup>に対して度の過ぎた処置だとする<sup>34</sup>。実情はどのようなだろうか。

先の1990年入管難民法以来、法には不法在留、不法残留等に対する罰則があり、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金、又はこれらを併科されるとある（現行法七十条）。そうであれば、悪法であっても不法ということになる。法に違反し、罰金で済むようなものでないのであれば、起訴され、法廷の場で裁かれるべきであろう。事実、1990年以降の国の不法滞在者摘発と取り締まり政策の中では、起訴される者も多かった<sup>35</sup>。

ところが、この排除政策が功を奏するとオーバーステイで起訴される外国人は、ほぼいなくなった。起訴すれば必ず裁判を経るので外国人個々の事情が露わになる。起訴しないのは、そうした「可視化」を避けたい意図があったと推測される。起訴せずとも、退去強制に向けて判定調査ができ、認定に誤りなしと判定されれば、退去強制令書が発布され、送還まで無期限に収容できる強大な権限を入管行政が持っている。それは、難民条約で非正規入国・滞在を理由として刑罰を科してはならないとしている点（難民条約第31条）を計算に入れば、国際的には体裁が良くなるということも意味する。しかし、実態は「本来起訴されるべき対象なのだから不

---

31 鳥井一平『国家と移民—外国人労働者と日本の未来』集英社、2020年、66頁

32 そうした事実を元に2020年に日本・ベトナムで共同制作された映画『海辺の彼女たち』は、その悲惨さをドキュメンタリータッチで描いている。政府も、次々と明るみに出る人権侵害の実態を無視しきれずに2022年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、制度そのものの根本的な是正の議論が行われている。

33 平野、前掲書、65頁

34 たとえば、NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以後「移住連」と略す）作成のチラシ『入管難民法改悪反対 Q & A』のQ3

35 移住者と連帯する全国ネットワーク主催「新移民時代型支援ネットワーク構築事業」連続セミナー、2023年8月24日講師の児玉晃一弁護士証言



法者だ」として認知し、行政処分であっても「犯罪者」扱いする。ここに一種のレトリックがある。

在留資格を失う人の多くは、犯罪のためではない。日本人と離婚したためであったり、勤め先が倒産して次の仕事が見つからなかったり、難民申請をしていたが認定されず特定活動の在留資格が更新されなかったり、などである。国際人権規約に抵触する扱いをする場合は、起訴せずとも本来は裁判を通すべきだ。海外にも収容政策はあるが、裁判が必須で<sup>36</sup>、刑事施設さながらの日本の入管とは雲泥の差がある<sup>37</sup>。

実は、退去強制令書が出ると97%の人は帰国する<sup>38</sup>。国が送還忌避者と呼ぶ3000人超の外国人のほとんどが背に腹は代えられぬ事情を抱え、在留資格を求めている人々である。2023年8月現在牛久入管でも第2のウイシュマさんになりかねない憔悴しきった長期収容者が複数収容されている<sup>39</sup>。

国は、長期収容の原因を外国人の難民申請の濫用に帰する。難民条約では、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはならないとしている（難民条約第33条、ノン・ルフールマン原則）。2023年入管難民法は、これを無効化した。さらに抵抗すれば刑事罰を与え、刑務所→入管施設→刑務所という再現のない闇のループを作った<sup>40</sup>。

36 入管問題調査会編『入管収容所施設—スウェーデン、オーストリア、連合王国、そして日本』現代人文社、2001年、46頁

37 同上、52頁；平野、前掲書、252-254頁。英国の入管施設では、収容者が自由にインターネットにアクセスでき、携帯電話も所持可で、ジムや音楽スタジオ、ギターやドラム、英会話教室もある。もちろん、無期限収容はない。訪れた弁護士らは、「収容者の尊厳」が全く日本と異なると口をそろえる。

38 弁護士の指宿は、2018年より過去5年間のデータから送還達成率は98.9%であり、ほぼ達成されており、送還忌避者は例外的存在としている。指宿昭一監修『なぜ入管で人が死ぬのか』入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合事務局発行資料、2022年、8頁

39 その内の一人は11年9カ月という長期収容生活で、この方は大村入管で7年収容され受洗もしているが、牧師や支援者から引き離され、だれも知り合いがない牛久に移された。

40 これは今回の新入管難民法が制定される前でも起きている。筆者が面会していたある被収容者は、入管職員からモノ扱いされ、暴言暴行と長期収容で精神的に追い詰められ、自分の汚物を施設内で撒き散らした。過去の前例からすればこうした場合は精神科病院に送られるケースが多い。だが彼の場合は「器物損壊罪」で起訴されて裁判で10カ

「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」<sup>41</sup>という信じられない発言が法務官僚の著書に残されている。驚愕なまでの外国人蔑視観と人権侵害発言である。国は、自由権規約への批准（1979年）、難民条約への参加（1981年）など外向きの体裁は整えながら、国内では未だにマクリーン裁判の最高裁判決「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、（中略）外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」<sup>42</sup>を踏襲し、普遍的な人権思想や司法すらも超越した無法地帯を築いている<sup>43</sup>。

日本は、難民条約を批准した他の先進国と比べて極端に難民認定率が低い（カナダ 55.38%、イギリス 56.56%、米国 18.06%、フランス 15.65%）<sup>44</sup>、同じ状態の人が国によって違反者になったりならなくなったりする<sup>45</sup>。日本の難民認定率が低いのは、難民の定義を厳格に狭く解釈しているからであり、先述したように難民認定のプロセスそのものが恣意的でいい加減なものとなっているからである。

望月は、国家の「移民」<sup>46</sup>に対する力学に①経済、②民族、③人権の3つがあり、

---

月の実刑となって刑務所に送られた。出所後今度は別の入管に再収容された。裁判で彼は自分のした事を記憶していなかったことを証言しているので「一過性の急性ストレス反応」であることが推測できるが、裁判では一切そうした事は考慮されなかった。

41 池上努『法的地位 200 の質問』京文社、1965年、167頁

42 1978年最高裁判決、昭和50（行ツ）120事件名「在留期間更新不許可処分取消」、最高裁判所判例集添付の本文、[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=53255](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=53255)、2023年11月23日アクセス

43 これについては、送還が違憲として国家賠償を認容した東京高裁2021年9月22日判決を引き合いに出して、従来のマクリーン裁判の判決が拡大解釈され過ぎたとの批判がある（オンラインシンポジウム「難民申請者を強制送還したことを違憲とした東京高裁令和3年9月22日判決とマクリーン事件最高裁判決の関係をどう考えるか」2022年3月1日主催：東京弁護士会）。

44 [https://www.worldvision.jp/children/crisis\\_27.html#d0e9d87eb78fa54e47cd213ca7606442](https://www.worldvision.jp/children/crisis_27.html#d0e9d87eb78fa54e47cd213ca7606442)（2023年8月7日参照）国際協力 NGO ワールドビジョン・ジャパンが2021年のUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の公開データをもとに作成した認定率比較。認定率ではイギリス、カナダが5割を超えて突出し、ほかの国々は15%前後であるが、認定数ではドイツが最多（38,915人）である。

45 たとえば、クルド人難民は他の国で多く認定されているが、日本国内で2000人以上滞在するクルド人の難民認定は2022年に初めて1件のみ認定された。朝日新聞2022年8月9日「トルコ国籍のクルド人、初めての難民認定」日本で不認定になったクルド人が海外では認定されたりする。

46 日本は「移民国家政策を取らない」がスタンスであるが、国連機関であるIOM（国際移住機関）の定義では、法定地位、移動の自発性や非自発性、移動の理由、滞在期間

最も強力に日本で働いている力学は経済だと指摘する<sup>47</sup>。教育や住居、社会保障など本来共生するためには、そうしたコストをかけなければ人権は守れない。しかし、日本がそうしたコストを避けるために「単身で健康でいつでも帰れる労働者」だけを求めるのは、外国人を「安価な商品」としか見ていない傲慢である。

## 2. 被収容者の実態と政策的課題

### (1) 名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）被収容者死亡事件

入管収容施設での実態が一般社会で大きな注目を集めたのは、2021年3月7日名古屋入管施設で亡くなられたスリランカ人ウィシュマ・サンダマリさんの事件である。ウィシュマさんは、スリランカ人の交際していた男性からDV（ドメスティックバイオレンス）被害を受けたとして交番に助けを求めたが、在留資格を喪失していたために名古屋入管に引き渡された（2020年8月20日）。翌年仮放免申請をするが許可されず、体調が悪化し歩行もできなくなっていった。食べられず嘔吐を繰り返していた2021年2月5日に、外部病院を受診し、「内服できなければ点滴、入院」とカルテに記載されていたが、入管の判断で何の対応もされなかった。2月15日尿検査の値は、飢餓状態を示す「ケトン体3+」であったが、なぜか内科の検査は実施されず、「ストレス症状」と疑われ、外部の精神科を受診させられ、クエチアピン（抗精神病薬）とニトラゼパム（睡眠剤）が処方された。死の3日前の事であった<sup>48</sup>。

法務省の最終報告書は、再発防止策として医療体制の強化やマニュアルの整備、研修の強化を謳っているが、そもそも異常を訴えても詐病と決めつけ取り合わなかった組織の体質と外国人排除を至上命題とした国の指針を根本的に変えなければ改善に至らない。

---

に関わらず、本来の居住地を離れて国境を超えるあらゆる人を「移民」としている。入管政策に批判的な活動家、論者は言うまでもなく、政府寄りの見解を持つ識者も「すでに日本は移民大国」と論じている事に注目したい。たとえば、浅川晃広『知っておきたい入管法』平凡社新書、2019年、131-152頁

47 望月、前掲書、31-32頁

48 和田浩明『彼女はなぜ、この国で一入管に奪われたいのちと尊厳』大月書店、2022年、27-30頁、この抗精神病薬は、ウィシュマさんの意識レベルの低下を招いた。精神科受診そのものが誤受診だった。

## (2) 入管収容所の実態

### ①収容所内での死亡、自殺未遂

被収容者の入管内での死亡者は、表2のとおり1997年以降でも22名いる。2014年の牛久入管カメルーン人男性死亡事件は、裁判の中で断末魔の叫びが公開され、YouTubeにもアップされている<sup>49</sup>。牛久入管での2017年のベトナム人男性は1週間前から不調を訴えていたのに放置され病死した。先のカメルーン男性の死亡の教訓は生かされず、再発予防になっていないことがわかる<sup>50</sup>。国の管理する施設で死亡者が毎年のようにいる事自体が異常だが、自殺未遂者も明らかになっているだけで年間40人以上にもものぼる<sup>51</sup>。

表2 被収容者の入管内での死亡者一覧

1997.8.9	イラン人	東京入国管理局第二小舎	職員による暴行死
2001.10.30	ベトナム人	西日本入国管理センター（大阪府茨木市）	自殺
2006.12	ナイジェリア人	東京入国管理局（東京都品川区）	病死
2007.2	ガーナ人	同上	病死
2008.1.1	インド人	西日本入国管理センター（茨木市）	自殺
2009.3.21	中国人	東京入国管理局	自殺
2010.2.9	ブラジル	東日本入国管理センター（茨城県牛久市）	自殺
2010.3.22	ガーナ人	東京入国管理局成田支局	強制送還中の制圧による窒息死の疑い
2010.4.9	韓国人	東京入国管理局	自殺
2010.4	フィリピン人	東京入国管理局	病死
2013.10.14	ミャンマー（ロヒンギャ）人	東京入国管理局	医療放置による病死
2014.3.29	イラン人	東日本入国管理センター（牛久市）	誤嚥性窒息死（医療放置）
2014.3.30	カメルーン人	同上	医療放置による病死
2014.11.22	スリランカ人	東京入国管理局（品川区）	医療放置による病死
2017.3.25	ベトナム人	東日本入国管理センター（牛久市）	医療放置による病死
2018.4.13	インド人	東京入国管理局（品川区）	自殺

49 <https://www.youtube.com/watch?v=92ffS3Q5Ny0> 2023年8月1日アクセス

50 2018年福岡入管での医療放置による病死となった男性はクリスチャンであり、国からの迫害から逃れてきたのであるが難民と認定されず収容されていた。朝日新聞 2021年6月9日

51 山村、前掲書、57頁、しかし、実際は氷山の一角の数字であろう。

2018.11.6 中国人 福岡入国管理局 医療放置による病死／インド人 東日本入国管理センター 自殺

2019.6.24 ナイジェリア人 大村入国管理センター 飢餓死

2021.3.7 スリランカ人 名古屋入国管理局 医療放置による病死（餓死）

2022.11.18 イタリア人 東京入国管理局 自殺

SYI：収容者友人同士同ブログ、鈴木江理子・児玉晃一『入管問題とは何か』2022年9月、明石書店から筆者作成

## ②消極的かつ不適切な処遇

山村は、収容所の中でもっとも多い病気は、精神疾患であり、収容されない人の6.2倍にもなるという<sup>52</sup>。いきなり言葉も文化も異なる出身国どうしでの共同生活、社会や家族からの遮断、長期収容は大きなストレスとなる。筆者も仮放免申請を何度出しても却下され、その理由は告げられずに気持ちが切れて抵抗するようになった被収容者と複数接触している。そうした時に、入管職員による恐怖の「制圧という暴力」で身体を押し倒され、首やあごを絞められ、手錠で拘束される場合がある（写真1）。そこまで心身が追い込まれた被害者なのに、病人ではなく「抵抗者」「反逆者」として扱われるのである。その上、その制圧とその後の懲罰で精神病を発症し、今も苦しむ人が多数いる<sup>53</sup>。



写真1（東京入管でのブラジル人男性、東京地裁での証拠提出物）

52 山村、前掲書、105頁

53 2019年牛久入管で制圧を受けたクルド人男性は、仮放免になってからも PTSD を発症し、日本人の妻も常に自殺を心配し、疲弊し、苦悩する。裁判となり、2023年4月20日、東京地裁は「合理的に必要な限度を超え、違法だった」と認め、国に22万円の支払いを命じた。

入管難民法に基づく省令「被收容者処遇規則」では、「所長等は、被收容者からの処遇に関する意見の聴取、收容所等の巡視その他の措置を講じて、被收容者の処遇の適正を期するものとする（規則第二条の二）」とされているが、入管内では心身の不調を訴えても、すぐに適切な医療が提供されない。

### ③その他の人権侵害

入管内の人権侵害は、最初の大村入管からあったわけだが、1982年から1995年の入管行政からの被害者訴え事例をまとめた報告書では、入管職員の被收容者へのわいせつ行為、嫌がらせ、詐欺、暴行、セクシャルハラスメント、違法な摘発、入国審査中の脅迫と騙し、キャッシュカードの不正使用、集団レイプなどが例示されている<sup>54</sup>。通信は收容所内から電話はできるが、専用のカードが必要でしかも高額である<sup>55</sup>。午前と午後2時間ずつ程部屋からは出られるが、後は窓もスリガラスで外も見られない雑居部屋に2人から6人が入れられる<sup>56</sup>。通信機器は一切使えず外界からの情報はテレビと電話（外からはかけられない）、面会だけとなる。被收容者が最も苦痛に感じるのは、「無期限收容」と「やることがない事」である。受刑期間が明確で、社会復帰のための職業訓練プログラムもある刑務所の方がずっとましだという証言は、被收容者からよく聞く話である。

職員は名札もなく、名乗らず、コミュニケーションは一方的で非人格的である<sup>57</sup>。蛮行の実態を示す元職員の証言を以下に引用する。

隔離室の中で、後ろ手の手錠のまま転がされて放置されたり、手錠で吊されたりした片足のイラン人や、頭から血を流したり、殴られて鼻がつぶれたりした被收容者を目撃している。（中略）正座させた状態で胸を蹴る。当然倒れる。そこのところを「誰が寝ていいと言った！」とどなりつけ、蹴りつける。<sup>58</sup>

---

54 入管問題調査会編、前掲書、68-71頁

55 被收容者の登録番号を聞き、外のコンビニなどから入金できるプラスチックカードがあるが、2000円入金しても1時間も使用できない。中にはブラジルなど海外の家族に電話する方もいるのであつという間になくなる。

56 大阪入管では6人部屋に17人が監禁されるという事もあった。平野、前掲書、97頁

57 面会する日本人には基本的に丁寧な言葉遣いをすることが余計に差別意識を感じてしまう。

58 鈴木江理子・児玉晃一『入管問題とは何か一終わらない〈密室の人権侵害〉』、115頁

全国 17 カ所にある収容者所の収容者数は、2008 年の 1866 人をピークに減少したが、2013 年にいったん 1000 人ほどになった収容者数は再び上昇した<sup>59</sup>。その理由は、2020 年のオリンピック開催決定後、仮放免許可の厳格化と再収容・長期収容を促進する法務省通達が出されたからである<sup>60</sup>。国は、オリンピック招致のために世界各国に日本の上質なおもてなしをアピールする一方、治安対策として位置づけた入管行政の強硬路線で在留更新を差し止め、非正規滞在外国人の健康と生活、尊厳を剥ぎ取ってきたのである。

#### ④治安対策として管理を強化してきた収容所処遇

2018 年 2 月に出された「仮放免運用指針」<sup>61</sup>には、8 つの類型が出され、その内特に以下の 4 つについては、重度の傷病等よほどの事情がない限り、収容を継続するようにとある。

- i 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者
- ii 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
- iii 社会生活適応困難者 (DV 加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者)
- iv 出入国管理の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者

ii の「再犯のおそれが払拭できない者」について弁護士の見玉は、「入管法による収容を治安維持のために利用する予防拘禁にほかならない」<sup>62</sup>と断言する。この指示は、我が国社会に不安を与える外国人を大幅に縮減することが喫緊の課題とした先の通知と呼応する。これは悪名高き戦前の治安維持法よりも酷い人権侵害ではないかと指摘されている<sup>63</sup>。

59 山村、前掲書、55 頁

60 2015 年 9 月 18 日「退去強制令書により収容する者の仮放免に係る運用と動静監視について」(通達)、2016 年 9 月 28 日にはさらにこれを徹底する通知も出している。

61 2018 年 2 月 28 日法務省入国管理局長(当時の組織名)発出「被退去強制令書発布者に対する仮放免に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)」に添付されたもの。

62 鈴木・見玉、前掲書、234-235 頁

63 同上、235-238 頁。すなわち治安維持法は裁判所が介入し、期間も 2 年と限定されて

入管難民法 2021 年法案が廃案になった 2021 年の 12 月に、法務省は法案の再提出のための布石として「現行入管法の問題点（令和 3 年出入国在留管理庁）」を公表した。この「現行入管法の問題点」は、軽微な違反も含め犯罪歴を強調し、難民申請者を「送還忌避者」として偏見を植え付け、難民申請の誤用・濫用を強調したものだ。それに対して各人権支援団体が一斉に非難をした<sup>64</sup>。支援団体からは「外国人を治安や犯罪と結びつけ、社会の『脅威』と位置付けるキャンペーンは、入管庁が自らの体制を強化する際にとってきた常套手段」「これまで不可視のまま放置されてきた入管体制の時代錯誤的な制度と運用に、今や多くの市民が気づいています」<sup>65</sup>と本質を突いた声明が出されている。

### 3. ソーシャルワークと入管問題

こうした人権侵害の続発している入管収容所の実態に対して、社会正義と人権を実践倫理指針として掲げるソーシャルワーカーの職能団体は沈黙であった。これはソーシャルワークを専門とする筆者が 2020 年からこの問題に関わってきて最も腑に落ちない疑問点であった。そこで、次にこの疑問の解を探求する。

#### (1) ソーシャルワークのグローバル定義と専門職倫理

国際ソーシャルワーカー連盟は、2014 年に以下のようなソーシャルワーク専門職のグローバル定義を採択した（以下、グローバル定義と略す）。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固

---

いたのに対して、入管法は司法審査なし、期限なしであり、戦前の治安維持法のデータと比べても 1 日あたりで 6 倍、2 年以上拘禁者数で 18.5 倍という数字になるという。

64 「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）」「認定 NPO 法人難民支援協会」「東京弁護士会」「NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」などが反対や抗議の声明を出した。

65 移住者と連帯する全国ネットワークのホームページ

<https://migrants.jp/news/voice/20211227.html> 2023 年 8 月 24 日アクセス



有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この2014年版グローバル定義の特徴は、ソーシャルワークが個人の Well-being (福利、幸せな状態) を高めることのみならず、人々のエンパワメントと解放、社会構造の本質的な変革へのビジョンがある事を強調する点にある。社会正義や人権、多様性の尊重などはソーシャルワークの中核的価値である。ミクロやメゾに実践の焦点がおかれてきたソーシャルワークは、マクロ (社会体制、政治) の領域まで視野を広げることが求められた。ソーシャルワーカーは、変革と開発を必要とするとき、介入し、「周縁化・社会的排除・抑圧の原因に挑戦」<sup>66</sup>するのである。

グローバル定義を受けて「日本社会福祉士会」「日本精神保健福祉士協会」「日本医療ソーシャルワーカー協会」「日本ソーシャルワーカー協会」の4団体が構成される日本ソーシャルワーカー連盟は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改定させた。その倫理綱領の中の「原理」では、①人間の尊厳 (民族、国籍等を越えたすべての人々)、②人権 (いかなる理由によっても権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない)、③社会正義 (差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく「無関心」が追加) 等が述べられている<sup>67</sup>。

## (2) ソーシャルワーカー職能団体と入管問題

グローバル定義や倫理綱領を素直に読めば、深刻な人権問題が起きている入管問題は何をもっても対峙しなくてはいけない認識となるはずだ。ところが、弁護士会や外国人支援団体が2021年入管法案に対して反対の旗印を明確にしているにもかかわらず、ソーシャルワーカー職能団体は沈黙であった。最大構成員の日本社会福祉士会も2021年法案時点では、その広報誌に「少年法」「子ども家庭福祉」の制度改定について懸念を表明しているものの「入管問題」については一切の言及がない<sup>68</sup>。この点について石川の次の指摘から考察を深めてみよう。

専門職として社会的承認が得られるためには、資格化や業務の独占を目指し

66 公益社団法人日本社会福祉士会編『三訂社会福祉士の倫理』中央法規出版、2022年、4頁

67 小口将典・木村淳也編著『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房、2021年、218頁

68 日本社会福祉士会 NEWS ; No199 : 2021年3月

てきたが、それには政治的な過程が必須であり、政治的・政策的に要求されることを飲み込んでいく必要に迫られる（中略）1987年に資格化されたものの、業務独占ではなく名称独占資格である。社会的承認と業務の拡大のために、1950-60年代のアメリカのソーシャルワーカーらが求めたことが未だ行われている感もある。<sup>69</sup>

「政治的・政策的に要求されることを飲み込んでいく必要に迫られる」とは、妥協を迫られることを意味する。しかし、抑圧された人々の解放を目指すソーシャルワークのアプローチである反抑圧的ソーシャルワーク（AOP：Anti-Oppressive-Practice）を提唱する坂本らは、「私たちが主流の言説以外の知識を得ようとしなければ、知らず知らずのうちに抑圧の構造に加担する」<sup>70</sup>と指摘している。より無意識なものであるとの自覚から始めなくては、人権や正義を掲げながら周縁化された問題に気づかないという矛盾、精神構造を打破できない。またここでいう1950-60年代のアメリカのソーシャルワークとはいかなるものか。ソーシャルワークは、19世紀末にアメリカで産声をあげたが、黒人の自由を奪って経済搾取をする社会体制に長らく無批判であった。西崎がそれを「ソーシャルワークの原罪」<sup>71</sup>と呼ぶのは言い得て妙である。半世紀以上の間、白人至上主義者たちが台頭し、黒人への差別は継続したが、様々な闘争や挫折を繰り返しながらも徐々に黒人の人権が顧みられるようになったのが1950年代-60年である<sup>72</sup>。カナダにおいては、先住民の子どもたちを親から引き離し、再教育の名のもとに先住民の言語の使用を禁止し、「身体的・精神的・性的虐待が横行し、3000人以上の子どものいのちが失われた」<sup>73</sup>歴史がある。ソーシャルワーカーはこの行為に加担した罪を背負っていた。カナダのソーシャルワーク教育課程にAOPが盛り込まれているのは、こうした負の歴史を教訓として学んでいるからである。

日本においては、1987年制定の「社会福祉士及び介護福祉士法」以降、日本の

69 石川時子『ソーシャルワーク倫理綱領の変遷と「社会改革」の一考察』 関東学院大学紀要145号、2021年、127頁

70 坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか『脱「いい子」のソーシャルワーカー反抑圧的な実践と理論』現代書館、2021年、50頁

71 西崎緑『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』勁草書房、2020年、50頁

72 同上、149-179頁

73 坂本・茨木・竹端ほか、前掲書、46頁

福祉専門職の国家資格化が進んだ。そして、制度を所与の前提とせず、クライアントの権利擁護のための社会的政治的行動を起こす「ソーシャルアクション」は、国家資格者の養成テキストから消えていった<sup>74</sup>。国家資格になることでソーシャルワークが「失ったものはかなり大きいかもしれない」<sup>75</sup>という指摘に今日のソーシャルワーカーは耳を傾けるべきである。

### (3) ソーシャルワークはどう向き合うべきか。

荻野は、ソーシャルワークがグローバル化と向き合うために必要なのは、単純に外国人と有効な関係を築くだけでは不足として、ソーシャルワーカーがグローバル定義に示されるような「社会正義」の実現に労していくことが必要と示している<sup>76</sup>。具体的には、①ソーシャルアクション、②インフォーマルサービス<sup>77</sup>の利用・創出である。そして、それは世界の平和構築に向けてソーシャルワーカー同士が連帯することが必要だと訴えている<sup>78</sup>。今日のように世界中で戦争・紛争が起きて難民が増え続ける中でグローバルな視点と実践は欠かせない。

ここにおいて二つの点から、キリスト教福祉の意義と実践の期待が導かれる。一点は、教会が滞日外国人へのインフォーマルサービスの拠点となる可能性である。難民問題への社会福祉学の視座を示す森は、「宗教機関・団体は、お互いが支え合う場や、仲間の集いの場、情報交換の場となっている」<sup>79</sup>として難民のソーシャルキャピタルにふさわしい場として物質的・情緒的なサポートもあると評価している。

74 2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正によって、国の示す教育内容にソーシャルアクションの記載はない。社会福祉士の養成テキスト6出版社12冊の内、ソーシャルアクションの記載は3出版4冊のみだ。高良麻子『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版、2017年、51-52頁参照。2021年からの新カリキュラムには記載が復活したが、演習や実習カリキュラムに例示される程度に留まっている。

75 坂本・茨木・竹端ほか、前掲書、116-118頁

76 荻野剛史「グローバル化と向き合うソーシャルワーク」(東洋大学福祉社会開発研究センター編『社会を変えるソーシャルワーカー制度の枠組みを越え社会正義を実現するために』ミネルヴァ書房、2020年)184頁

77 制度外の社会資源を指す。近年地域福祉学やケアマネジメント学では「インフォーマルサポート」という用語の表記が主流だが、ここは荻野の文献に従った。

78 荻野、前掲書、186頁

79 森恭子『難民のソーシャル・キャピタルと主観的統合ー在日難民の生活経験への社会福祉学の視座』現代人文社、2018年、205-207頁

もう一点は、まさに平和を構築し、破れ口に立つグローバル神学の実践である。

#### 4. 排除と人権侵害の正当化の論理

社会福祉学は、原論学的には歴史、政治、哲学の知見を基盤に据えている。キリスト教福祉と入管問題の接点と論点の考察を深めるために、ここでは政治哲学からの問いと日本特有の天皇制システムとの関連を論じる。

##### (1) 西欧の歴史及び政治哲学からの問い

封建制度の縛りが解け、アトム化されてばらばらになっていく個人をつなぎとめ、いかに強固な集団にしていくかは、近代の国民国家共通の課題であった。そこで選ばれた1つの手法は、自分たちの民族の優位性を高め、ある異分子を同化させるか、敵として排除して自分たちの共同体意識やアイデンティティを高めることであった。特に優生思想が最新の科学としてもはやされた20世紀初頭において、その傾向は顕著に現れた。しかも、その目的遂行のためには、個人の福利よりも国益という全体性が優先されなくてはならない。ここに、全体主義国家の温床がある。

ドイツ系ユダヤ人であったハンナ・アーレントは、ユダヤ人迫害が強まる中で自らもアメリカへ亡命した(1940年)。アーレントは、アメリカで全体主義を分析した研究を行い、1951年に『全体主義の起源』を執筆する。アーレントは、次のように述べた。

国民国家という政治体が他のすべての政治体と異なるところはまさに、その国家成員たる資格としてはその国に生まれていることが、その住民全体についてはその同質性が、決定的に重要視されているということにあったからである。同質的な住民の内部ではユダヤ人は疑いもなく異分子であり、それ故、同権を認めてやろうとすればただちに同化させ、できることなら消滅させてしまわねばならない。<sup>80</sup>

近代の帝国主義は、宗主国が他の国を搾取し、植民地化して支配する。近代ヨー

---

80 ハナ・アーレント(大久保和郎訳)『全体主義の起源1』みすず書房、1972年、16頁、尚現在流通している新版ではハナでなくハンナと訳されているので本論では「ハンナ」に統一した。

ロップの資本主義は、海外の植民地化を拡大してきた。社会ダーウィニズム<sup>81</sup>や優生思想に基づく人種差別思想<sup>82</sup>は、ヨーロッパ人が「自分たちと同じ人間と認める用意さえできていなかった種族の人間とぶつかったとき、その危機を克服すべく生み出した非常手段」<sup>83</sup>となった。すなわち、宗主国が原住民の計画的根絶を願う人種妄想であり、そこから大量殺戮が生み出された。アーレントは、ナチの支配とユダヤ人大量虐殺は、この人種妄想と官僚制支配が別個に発展しながらも結合することによって大きな権力蓄積と破壊力となったと指摘している<sup>84</sup>。さらに、専制の遺産として官僚制が発動される状況をアーレントは以下のように描写する。

法律は必ず特定的人格もしくは立法会議の責任において発布されるのに対し、命令はつねに匿名であり、個々のケースについて理由を示すことも正当化も必要としない。<sup>85</sup>

君主のために専制的支配を司るこの官僚制の見地からすれば、立憲的政府はかぎりなく劣った政府であり、それに固有の法律は支配に携わる者にとって余計な障害でしかない「罨」と思われた。またこれらの官僚は、彼ら自身は支配者の意志の執行者に過ぎないにもかかわらず、権力の行使においていかなる原則にも拘束されない。<sup>86</sup>

入管行政には、一見人権に配慮したように見える法律や処遇規則がありながら、それとは異なる論理で非正規滞在外国人の処遇がされる。収容の説明は尽くされず、仮放免却下の理由も示されない。ウイシュマさんの死亡事件に関して支援弁護士が

81 ダーウィンの進化論の「自然選択」を「適者生存」と言い換えたスペンサーが唱えたもの。社会進化論とも呼ばれる。「弱肉強食」という言葉を使ったスペンサーの社会ダーウィニズムは、「植民地主義に科学的な正当性、つまりお墨付きを与えた」と言われる。大野哲也『「人種」と『民族』の起源をさぐる』（桃山学院大学社会学論集 56 [2]、2023年、127-128頁）を参照のこと。

82 ハンナ・アーレント（大島道義・大島かおり訳）新版『全体主義の起源2』みすず書房、2017年、106頁

83 同上、120頁

84 同上、121頁

85 同上、227頁

86 同上、228頁

情報開示を請求しても、真っ黒に墨塗りされた文書が提出された。まさに入管政策における隠蔽体質と暴力性は、入管という無法地帯における官僚制の発動なのである。

アーレントによれば、ユダヤ人問題のヒトラー流の解決は、「まずドイツ・ユダヤ人をドイツにおける非公認の少数民族の地位に追い込み、次には無国籍者にして国境から追放し、最後にはふたたびひとり残さず寄せ集めて絶滅収容所に送り込んだ」<sup>87</sup>となる。無国籍者であっても人権はある。だがそれは「揺るぎないキリスト教神学がすべての政治および哲学の問題の枠組をなしていた間」<sup>88</sup>であった。国家は領土や人民の境界線を定めて成員と認められた者に権利と義務を与える。しかし、それと引き換えに、国家は登録のない移民（難民）を事実上無国籍者と同様に扱う。最も保護が必要な人が、国家の安寧を揺るがす人とされ、人間としてのあらゆる法的人格を奪われ、社会から排除される。アーレントはこれを人権のアポリア（行き詰まり）と命名した<sup>89</sup>。

アーレントは、『全体主義の起源』の終盤になって国家の必然としての強制収容所についても言及する。

強制収容所における全体的支配の実験は、全体主義的に統治されている国の内部においてすら収容所が確実に他のすべての社会、生きている人間の世界から遮断されていることに依存する。収容所からのすべての報告に固有の、(中略)あの独特の非現実性・信じがたさは、この遮断と結びついているのである。<sup>90</sup>

アーレントに影響を受けたジョルジョ・アガンベンは、収容所の始まりを「通常の法権利から生まれるのではなく、例外状態と戒厳令から生まれる」として、ナチの収容所の起源を「予防的な警察的措置」「国家の安全に対する危険を回避するというだけのために個人を『保護』することを可能にする」ことだったと説明し<sup>91</sup>、収

---

87 アーレント、『全体主義の起源2』 302 頁

88 同上、321 頁

89 同上、303-307 頁

90 ハンナ・アーレント（大島道義・大島かおり訳）新版『全体主義の起源3』みすず書房、2017年、242 頁

91 ジョルジョ・アガンベン（高桑和巳訳）『人権の彼方に—政治哲学ノート』以文社、2002年、44 頁、ここでいう保護とは、前後の文脈から「拘留」を意味する。

容所の定義を「例外状態が規範そのものになりはじめる時に開かれる空間」であるとした<sup>92</sup>。そして、国家権力は、「法が全面的に宙吊りにされている例外的空間であるからこそ、そこでは一切が本当に可能」<sup>93</sup>であるとアガンベンには言及する。ゆえに、アガンベンは、収容所の残虐行為を前にしての正しい問いは、「人間に対してこれほど残酷な犯罪を遂行することがいったいどのようにして可能だったのか、という偽善的な問いではない。(中略)有用なのは、人間がこれほど全面的に、(中略)自らの権利と特権とを奪われることが可能だったのは、どのような法的手続きおよび政治的装置を手段としてのことだったのか、これを注意深く探求することであろう」<sup>94</sup>と指摘した。さらに、法的保護の外に置かれた「むき出しの生」と国民国家との間の「ますます拡がる隔たりは、現代政治の新事実であり、われわれが「収容所」と呼ぶのはこの隔たりのこと」<sup>95</sup>だという表現をする。アーレントやアガンベンの論考に見出される収容所の本質を考えると、アウシュヴィッツも日本の入管収容所も同じ穴の貉<sup>むじな</sup>なのである。

## (2) 天皇制との関連

日本の入管問題を民族差別問題と捉えることができるとすれば、日本人のアイデンティティ形成と天皇制の問題を避けることはできない。ここでは、近代国民国家の「国民」や「伝統」は、はるか古代に起源があるように見えるものも近代になって作られた(時に捏造された)ものであるとの中村の考察と見解<sup>96</sup>を中心に依拠して議論を深めたい。戦前の日本は、人々の結集の中心にいたのが天皇であるところに特異性があり、帝国憲法によって天皇を崇めるように動員され、その教育的宗教的裏付けとして「教育勅語」が用いられた<sup>97</sup>。日本は、日清日露戦争に勝利し、台湾、そして朝鮮半島と植民地を持つようになる。戦勝後の高揚の中で国民は日本帝国の臣民としてアジア諸国に対する優越観を持つようになったのだ。

天皇を頂点とする国家神話の共同体であった戦前の日本では、「『祖国日本という

92 アガンベン、前掲書、45頁

93 同上、46頁

94 同上、46頁

95 同上、49頁

96 中村孝文「天皇制国家と現代日本の政治文化—超越的天皇の存在と普遍的価値の不在」(武蔵野大学政治経済研究所年報 第21号、2022年) 57-58頁

97 同上、59頁

ものへの超理性的な心情』が植え付けられ、その『祖国日本』が人権も、ファシズムも超越するもの」となり、「敗戦後も国家主義へ復帰しやすい体質」が植え付けられたという<sup>98</sup>。戦中の日本の戦争指導者は、ポツダム宣言を受諾するにあたり、国体の護持を条件として出した。国体とは、「天皇ノ国家統治ノ大権」を意味するものであり、戦争指導者たちは、神社に祀られ信仰の対象になっていた天皇と国体を維持する事に躍起となり、天皇制は敗戦後も「象徴」と位置づけを変えながら生き残ったのである。敗戦直後に成立した皇族出身の東久邇稔彦首相は、「国体護持ということは理屈や感情を超越した堅い我々の信仰である」<sup>99</sup>とまで決意表明していたが、国の指導者だけでなく、戦後の世論調査等でも圧倒的に天皇制支持が多かった<sup>100</sup>。そうして象徴天皇制のもとでの日本政治は、架空の建国神話を排して人類普遍の原理に変わったはずの現憲法を尊重する勢力と「伝統」「国体」の復活をめざす勢力のせめぎ合いとなったのである。もともと国民に押し付けた明治憲法と国体であったのに、サンフランシスコ平和条約以降の保守的な勢力は「現憲法は占領国に押し付けられた憲法だ」として憲法改正をめざし、靖国神社国営化法案もその延長で出てきた。中村は、「21世紀にいたっても天皇制は『伝統』の名のもとにますます権威を高め今日にいたっている。しかもその作為性のみならず宗教性についても人びとの意識下に沈み込んで日常のなかではほとんど意識されずにいる」<sup>101</sup>と指摘している。いわゆる日本人の中の内なる天皇制である<sup>102</sup>。

こうした戦後の歩みは、日本社会の中に「自民族中心の独善性」「鎖国的な精神状況」を今日ますます強める傾向となった。大江健三郎がよく使った「新しい人」<sup>103</sup>は、エペソ書のパウロの言葉を引用し、新しい人になるべきことを訴えているが、それは普遍的な価値に支えられ、「国家に先立ち国家を超える存在としての自然権をもった」<sup>104</sup>個人を意味すると解せる。しかし、内なる天皇制は、戦後も人々の内面に蓄えられた精神的権威で「新しい人」になることを拒んでいる。日本の国籍

98 中村、前掲論文、62頁

99 塩田純『日本国憲法誕生一知られざる舞台裏』NHK出版、2008年、11頁

100 中村、前掲論文、64頁

101 同上、67頁

102 戦後半世紀以上国の庇護と管理である措置制度に慣らされた社会福祉法人は、措置制度時代が終わっても、(キリスト教主義施設すら)未だに元号を使う事に違和感を覚えない。

103 大江健三郎『「新しい人」の方へ』朝日新聞社、2003年、178頁

104 中村、前掲論文、60頁



は、「出生地主義」でなく、「血統主義」であると前述したが、まさにそれは「国体」が志向する「血縁共同的国家観」が影響していると考えられる。戦前の日本がその神聖国家主義的天皇制システムであるとすれば、「その信仰を共にしない『異教徒』とみなされた人間」には、徹底した弾圧が加えられた<sup>105</sup>。この異端の排除思想と国民に植え付けられた内なる天皇制が、今日の社会にも人々の内面で生きている。日本がなぜ移民政策に舵を切ることがないのかという理由は、単に外国人との共生にコストを惜んでいるだけでなく、日本人と日本社会のアイデンティティが崩壊すると保守勢力が恐れているからであろう。国家の根幹を揺るがすことだと「仮放免運用指針」で表現される入管行政の悲壮なまでの決意には、紛れもなく国体を護持したいという保守勢力の異様なイデオロギー信仰と結びついていると考えられる。

## 5. キリスト教福祉と入管問題

ソーシャルワークの歴史・原理、一般のソーシャルワーカー団体の現状、そして入管問題の根底にある哲学的課題及び内なる天皇制の問題を論じてきた。ここでは教会と入管問題の現状、そこに横たわる神学的課題を考察し、入管問題とキリスト教福祉実践への橋渡しとしたい。

### (1) 教会、キリスト者と入管問題への認識

宗教団体が滞日外国人を支えるインフォーマルな拠点となることは前述したとおりであるが、キリスト教ではどちらかといえばカトリックの方が外国人支援の実績がある。また、カトリックには「日本カトリック難民移住移動者委員会」があり、教会内外で協働支援を行っている<sup>106</sup>。鎌倉には「アルペなんみんセンター」があり、大阪にはシナピス（カトリック大阪司教区社会活動センター）がある。牛久入管被収容者や仮放免者を支援する「牛久の友の会」は、カトリック教会が立ち上げたものである<sup>107</sup>。1998年から「外国人住民基本法」の制定運動に取り組んでいる「外国

105 中村、前掲論文、79頁

106 <https://www.jcarm.com/> 2023年8月25日 アクセス

107 <https://foushiku.blogspot.com/> 牛久の友の会代表マイケル・コールマン神父は、1958年にアイルランドから来日して以来土浦カトリック教会付属幼稚園園長をしながら、困窮した人々の支援活動をしている。牛久入管に東京基督教大学の学生と訪問した時にお会いし、生涯の大半を日本社会の宣教にささげた霊性あふれる存在感に圧

人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」(外キ協)は、カトリックと NCC 系のプロテスタント教会が加盟する団体で啓発学習活動やソーシャルアクションを実施している。

それではプロテスタント、とりわけ福音派の教会はどうであろうか。大村で被收容者や仮放免者の支援に 2005 年からコミットしてきた袖之原寛史牧師に直接尋ねてみるとこう答えてくださった。

原発問題と同じようなところがあり、何か大きな出来事、事件が起こってから現実味が増すような感があり、他人ごとというよりは教会は何をどうしてよいのか、わからない、という思いがあるようです。また、プロテスタント教会の牧師たちへの理解がまだまだ進んでいないようにも思います。<sup>108</sup>

筆者と共に教会でアフリカ出身の仮放免者支援をしている犬塚契牧師は、地方の教会から来た大学生のクリスチャンが「入管に入れられている人は不法滞在で犯罪者でしょ」と語っていることに驚愕したと述べている<sup>109</sup>。この問題について全国の教会に意識調査が行われたわけではない。ゆえに、推測の域を出ないが、近年、入管問題をキリスト教メディアも取り上げていても、個々の教会、クリスチャンのレベルでの関心は低く、正しい理解を持っていないというのが、実情であろう。

## (2) 神学的視点と理解

キリスト者の社会的責任に対してローザンヌ誓約で明確な悔い改めが示されてからすでに約半世紀、その後も様々な国内外の議論の積み重ねや宣言があったとはいえ、福音派の教会は総体としてはこうした社会的マイノリティーの問題に対しては疎い。昨今は、主流派、聖霊派、カトリックも福音派も一世代前に比べると、相互の対話と理解、協力が進展してきた。

とはいえ、福音派陣営ではリベラルな神学の進展と共に歴史の表舞台に出た社会的福音は、福音主義キリスト教とは相容れない拒絶すべきものであるという認識は拭い去られてはいない。それは実際に未だにリベラルな神学に立つ教会の潮流の中

---

倒された。

108 2023 年 8 月 11 日 インターネットオンラインでの回答

109 2023 年 7 月 11 日 JCE 7 に向けてのオンラインミーティングでの発言

に、「墮落、贖い、永遠の刑罰の可能性よりも人間の性質の生来的善を強調」<sup>110</sup>する姿勢が見え、その影響を恐れているからだ。福音が積極的に言葉をもってストレートに語られず、地獄がまるでメタファーのように解釈され、かぎりなく万人救済論のように人々の魂の救いよりも、人間の理性と力をもって社会的な苦痛を除去しようとするペラギウス主義的な傾向は、もはや神を人間化するものだ。福音派の教会には近寄りがたいのは理解できる。

では社会的福音は全面否定されるべきものであろうか。実のところ「社会福音主義者は福音的な信仰の遺産をもってスタートしたのであったが、それは徐々に使いつくされていった」<sup>111</sup>のもであって元からそうではない。社会的福音を「自由主義神学と一緒にたにして『文化のキリスト』の範疇に分類してはいけない」<sup>112</sup>のもであり、「あらゆる搾取、苦悩、貧困の根絶に係わろうとされる神ご自身を否定」<sup>113</sup>してもいけないのである。そういった観点からすれば、社会的福音の提唱者として20世紀初頭の世界に大きな影響を与えたラウシェンブッシュの『キリスト教と社会の危機』の再評価は、リベラルな神学者の専売特許としてはならないだろう。確かに、「人間社会を神の国に変革する」<sup>114</sup>という神の国の教理自体を社会的福音とし、社会のキリスト教化をもって伝統的な救済論を放棄することはあってはならない。社会ダーウィニズムに感化された楽観主義が第一次世界大戦後の世界の悲惨さに絶望した事実も忘れてはなるまい。

しかし、ラウシェンブッシュの社会への関わりを、福音を世俗化させたというマクロな社会への捉え方一辺倒に見るのは公平ではない。渡辺は、ラウシェンブッシュの生きざまを「ひとりの牧師として貧しい労働者たちに寄り添い、彼らの死に至るまで共にいることによって、彼の職務を果たしていた」<sup>115</sup>と評している。ミクロのレベルで一人のたましいに全人格的に向き合い、葛藤し、苦悩した上での実践からスタートしている点は尊重されるべきだ。

『キリスト教と社会の危機』は、福音派の神学者からも「イエスが『この最も小

110 デイヴィッド・ボッシュ（東京ミッション研究所訳）『宣教のパラダイム転換 下巻—啓蒙主義から21世紀に向けて』新教出版社、2001年、127頁

111 ボッシュ、前掲書、129頁

112 渡辺聡『宗教と社会』いのちのことば社、2022年、138頁

113 ボッシュ、前掲書、327頁

114 ウォルター・ラウシェンブッシュ（ポール・ラウシェンブッシュ編／山下慶親訳）『キリスト教と社会の危機—教会を覚醒させた社会的福音』新教出版社、2013年、26頁

115 渡辺、前掲書、126頁

さい者』と呼んだ人々の正義と幸福を求めるための二千箇所以上の聖書の勧告を、どうして自分たちの先達が見落とすことができたのかを理解することは困難<sup>116</sup>と言わしめる共感を引き出した点を見落とすべきでない。ラウシェンブッシュが、「役に立たないとして解雇されることや、依存のパンを食べることは、みじめな屈辱<sup>117</sup>という当時の労働者への観察眼は、今日働き盛りであっても就労を禁止された仮放免者の苦悩に通じる。不衛生な環境で病死していく人々を「予防可能な大量死は社会的殺人である」<sup>118</sup>との言明は、まるで今日の入管収容所内の好ましからざる精神衛生状態を彷彿させる。また、「キリスト教的友愛精神」<sup>119</sup>「公共福祉」<sup>120</sup>「産業生活の根本的的制度の中に連帯と友愛の原理を体現する」<sup>121</sup>といった表現は、今日の協同労働の精神と実践に酷似する。ラウシェンブッシュは、キング牧師に影響を与えたと言われるが、それ以上にラウシェンブッシュの思想が衰退する以前に渡米している賀川豊彦にも影響を与えていたであろうことは、賀川の帰国してからの働きを見れば容易に想像できる。

私たちは、「キリストの再臨を固定化することによってこの世の問題を無視してキリスト教の宣教をいびつなものとするか「この世に専心し超越的次元を排除することにより、人々から生きるのに必要な究極の意味と目的の次元を奪ってしまった」<sup>122</sup>のどちらか単一方向に傾きやすい。だが、「神の確実な勝利を伝える超越的な使信は、世に対峙するのに必要な距離と冷静さを与えてくれ、同時に、現状の変革に参与する動機を与えてくれる」<sup>123</sup>のである。

渡辺は「社会的福音は、クリスチャンであるならば誰もが取り組まなければならない問題」<sup>124</sup>であると断言しているが、これは本来「バランスのとれた文脈化」<sup>125</sup>に

---

116 ラウシェンブッシュ、前掲書、132頁、福音派神学者トニー・カンボロの応答。もちろん、カンボロは、ラウシェンブッシュの許容できない神学的な誤謬も指摘している。

117 同上、291頁

118 同上、294頁

119 同上、467頁

120 同上

121 同上、476頁

122 ボッシュ、前掲書、423頁

123 同上、425頁

124 渡辺、前掲書、133頁

125 ティモシー・ケラー（廣橋麻子訳、篠原基章監訳）『センターチャーチーバランスのとれた福音中心のミニストリー』いのちのことば社、2022年、165-173頁

沿って宣教が進展していくべきところ、社会派と福音派という不毛な対抗意識と分裂に陥っていることへの警告とも理解できる。

福音派内に福祉に従事する人は少なからず存在するが、社会へのラディカルな洞察やソーシャルアクションといった認識は非常に希薄だ。それは教会の教育が「私的な生活や個人的活動のための弟子訓練は続けられていたが、世俗の世界で—政治、経済、ビジネスなどの公的な分野で—キリスト教的な独自の生き方をするための訓練は怠っていた」<sup>126</sup> ことが要因の一つであろう。また、「地域社会のニーズに耳を傾け、敬意をもって地域共同体に関り、使徒たちを愛と奉仕のために送り出す教会であるならば、すべての宣教的教会は『受肉的』であるべき」<sup>127</sup> との指摘にもさらに耳を傾けなくてはならない。

入管問題に視点を引き戻すのであれば、「信徒の神学の確立」と「教会の閉鎖性の打破」が外国人の深刻な人権侵害、尊厳剝奪に目を向けていく通路になると考えられる。この二点の問題の解消は、入管問題のみならず、破れ口に立つ包括的な宣教、すなわちキリスト教福祉の実践を含む教会の在り方の展望につながる。

### (3) 聖書の示す正義とあわれみの実践

リベラルな神学ではなく、福音主義神学に立脚した社会的福音の可能性は残された。ここではさらに3名の神学者の神学展開からその可能性への考察を深めたい。

ロナルド・J・サイダーは、ほぼ半世紀をかけて教会が社会の周縁化された貧しい人々を顧みる事の必要性和構造的な罪の存在をクリスチャンに喚起し続けている。サイダーは、保守的な神学に立つ牧師は個人的な罪を語っても、「制度化された人種差別や不正な経済構造などについては講壇から語っていない」<sup>128</sup> ことを引き合いに、20世紀に入ってからの福音派は、「悪しき社会構造や、それへの加担については無視するという、実にアンバランスな状態に陥ってる」<sup>129</sup> という。そして、アモス書2章6-7節やイザヤ書5章の引用から個人の罪も社会の罪も見逃さない神を示し、「神は何十万、何百万という人びとを苦しめる邪悪な経済構造や法制度を憎む。義なる神は、悪しき支配者や不正な社会制度を必ず滅ぼす（列王記上

126 ケラー、前掲書、413頁

127 同上、433頁

128 ロナルド・J・サイダー（後藤敏夫・御立英史訳）『聖書の経済学—格差と貧困の時代に求められる公正』あおぞら書房、2021年、174頁

129 同上

21 章)」<sup>130</sup> 事も指摘している。また、上流階級の人々の暮らしが貧しい人々の汗と犠牲により成り立っている事を認識できない事は、巧妙に制度化された悪だという（アモス 4 章 1-2 節）<sup>131</sup>。新約聖書においても、「世（コスモス）」という言葉がしばしば構造的悪の概念を伴い、「回心する前のクリスチャンは、墮落した社会の価値やパターンに従って生きている」<sup>132</sup> とする。そうすると回心後もそのパターンはすぐには是正されない。こうした観点が正しいのであれば、入管問題こそ制度化された罪、悪となり、私たちは知らずに巧妙にその仕組みに巻き込まれていることになる。

これらは、第一回ローザンヌ世界宣教会議のメインスピーカーであったハワード・A・スナイダーの言葉を借りれば、偶像礼拝でもある。国家や物質的繁栄、安全保障のために「正義や憐れみや真実という、より重要な神の国につながる要素を犠牲にして一向にかまわない」<sup>133</sup> ということはない。教会は、「時には神の国を裏切る行為におよぶ」<sup>134</sup> こともあるし、「魂と肉体の非聖書的な二分法に、私たちが長く支配されている」<sup>135</sup> ことに強い自覚がなければならない。

では、どうやってそのような正義とあわれみの実践に至ることができるだろうか。やはりそれは、正義の源である神に立ち返り、みことばに立つしかない。聖書（新改訳聖書 2017）の中で「寄留者」は、74 回記されているが、その多くは寄留者に対して「虐げてはならない」「苦しめてはならない」という権利擁護であり、警告である（出エジプト：22 章 21 節、23 章 12 節、レビ記：19 章 10 節、34 節、23 章 22 節、申命記：10 章 18-19 節、14 章 29 節、24 章 17 節、19 節、26 章 12 節、詩篇：146 篇 9 節、イザヤ書 14 章 1 節、エレミヤ書 22 章 3 節、エゼキエル書 22 章 29 節、マラキ書 3 章 5 節）。

クリス・マーシャルは、「虐げられている人々の味方であり、歴史を最終的な救いの方向へと、不思議な力で導く」<sup>136</sup> 神を希望として待つことをまず示す。同時に、

---

130 サイダー、前掲書、179 頁

131 同上

132 同上、184 頁

133 ハワード・A・スナイダー（後藤敏夫・小淵春夫訳）『神の国を生きよ』あめんどう、1992 年、168 頁

134 同上、112 頁

135 同上、121 頁

136 クリス・マーシャル（片野淳彦訳）『聖書の正義—イエスは何と対決したのか』いのちのことば社、2021 年、47 頁

「この世の悪にやむなく従いながら、神がそれを一掃してくださるのを黙って待っているべきでない」と行動の必要性にもこだわり、こうも示す。

聖書の正義とは、法と秩序が維持されることを意味するだけにとどまりません。法が常に正しいとは限らないし、秩序が暴力によって守られることだってあるからです。聖書の正義は、構造的な悪には行動をもって立ち向かうことを要請し、急進的な介入で悪の束縛を解き、くびきの縄目をほどこき、虐げられた者たちを自由の身とし、すべてのくびきを砕くことを求めるのです。<sup>137</sup>

さらに、「神の怒りは不正義の存在に対してだけでなく、その不正に何の手も打たないすべての人々にも向けられます」<sup>138</sup>と述べている。そして、私たちが宗教と政治を分ける近代的視点をもつゆえ、イエスの働きの政治性を見落としてしまうことも指摘している。イエスの政治的姿勢は、「現実の不正義と社会悪を預言的に糾弾し、他方で、それに替わる別の社会を提唱して神の国の現実を生き方で示す」<sup>139</sup>二段構えだという。その二段目の抜きでた特徴は、社会的周縁におかれた人へのまなざしであり、「社会から排除されている人々をも神が受け入れ慰めてくださること、そして神がいま現に働いており、イエスとイエスの働きを通して人々の苦しみを終わらせ再び共同体へと引き入れようとされること」<sup>140</sup>をイエスは約束し、社会的差別に立ち向かったとマーシャルは力説している。

## おわりに

非正規滞在外国人の入管収容所問題について、その基本的仕組みと実態、戦前の植民地政策から続く外国人差別の歴史、ソーシャルワーカーの国家資格に潜む問題、政治哲学からの構造的な分析、内なる天皇制の問題等を議論しながら、キリスト教福祉のこの問題に対する現状と聖書からのあるべき神学的指針を確認し、考察を試みた。

その結果、①外国人を国益に有用な者と好ましくない者に恣意的に分け、共生社

---

137 マーシャル、前掲書、56頁

138 同上

139 同上、90頁

140 同上、91頁

会という建前と排除の本音を、世論も操作しながら巧みに使い分ける国家の欺瞞性、②国家資格化の潮流の中で社会的に去勢されたソーシャルワーク団体の自己防衛的姿勢、③聖書に明確に示されながらも、最も人権と尊厳が危うくされている寄留者への教会の関心の低さとそれを後押しする神学的浅薄さが示された。また、入管問題は、人権が侵害され、はなはだしい偏見差別と隔離にさらされるという点では、精神障害者への処遇やハンセン病問題とも共通性がある。この問題をキリスト教福祉実践の一領域と位置づけ、教会やキリスト教福祉実践者が関心を持ち、できることを探り、神の正義のために行動すべきであることを改めて教えられる。

本研究は、これまで入管問題について先行研究に乏しいソーシャルワークや神学的視座との関連を掘り下げたが、全体を俯瞰するマクロ的な概論となった。今後各論的に掘り下げていかないといけませんが、本論でも言及したとおり領域が多岐にわたるので神学や国際領域を専門とする研究者との協働が必須と認識している。今後は、2023年入管難民法の施行の実情をふまえ、仮放免者へのインタビュー調査を通してのミクロレベルと支援団体や教会の支援活動に焦点を当てたメゾレベルでの課題を探求する予定である。

関東大震災から100年の2023年は長い間闇に葬られていた朝鮮人虐殺事件を思い起こす時でもあった。朝鮮人が投毒や放火をしたという官民一体なるデマによって少なくとも数千名が犠牲になったと言われている。今日の入管問題の出発点は、まさにこうした外国人蔑視と差別、虐待の歴史の事実を直視し、過去から何を学ぶか、加害者意識をもっているか、という問いから始めなくてはならない。「最大の悲劇は、悪人の暴力ではなく、善人の沈黙である。沈黙は、暴力の陰に隠れた同罪者である」<sup>141</sup> という有名なキング牧師の言葉を引用するのであれば、社会構造の悪の存在を知りながら、「我関せず」の沈黙の態度を取り続けるのは罪である。ましてやこの問題の起源が、戦時中の植民地政策と民族差別から連綿と続くものであると知れば、教会にとっては戦争責任への悔い改めと共に看過できない根深い問題である。

在留外国人が322万3,858人と過去最高を更新した<sup>142</sup>。多文化共生の時代にふさわしい包括的全人的宣教と真の共生のモデルを示すキリスト教福祉実践がキリスト者、教会に求められている。

141 <https://meigennavi.net/word/01/016048.htm> 名言ナビ 2023年8月1日参照

142 2023年6月末時点、法務省出入国在留管理庁発表